

改正案

現行

<p>（保証金代用有価証券）                  第五条（略）</p> <p>2 証券会社は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該証券会社の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該証券会社の取引のための欄と区分しなければならない。</p>	<p>（保証金代用有価証券）                  第五条（略）</p> <p>2 証券会社は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該証券会社の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該証券会社の取引のための欄と区分しなければならない。</p>
--	--